

香川県条例第26号

公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
(公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第1条 公立学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限） 第8条 任命権者（県費負担教職員にあつては、市町教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。 2・3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員	（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限） 第8条 任命権者（県費負担教職員にあつては、市町教育委員会。次項及び第3項、第10条第1項、第12条第3項、第15条第1項、第16条、第20条並びに第21条第1項において同じ。）は、<u>3歳に満たない子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、第3条から第6条までの規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間における勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。 2・3 略 4 前3項の規定は、第15条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「<u>3歳に満たない子</u>（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として教育委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「<u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>のある職員が、教育委員会規

が、教育委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第15条第1項に規定する要介護者のある職員が、教育委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年香川県条例第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第9条 略	（正規の勤務時間以外の時間における勤務） 第9条 任命権者は、人事委員会（労働基準法（昭和22年法律第49号）別表第1第1号から第10号まで及び第13号から第15号までに掲げる事業にあっては、労働基準監督署長）の許可を受けて、第2条から第5条まで及び前条第1項の規定による勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）以外の時間において職員に設備等の保全、外部との連絡及び文書の收受を目的とする勤務その他の人事委員会規則で定める断続的な勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、当該断続的な勤務をすることを命ずることができる。 2 任命権者は、公務のため臨時又は緊急の必要がある場合には、正規の勤務時間以外の時間において職員に前項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。ただし、当該職員が育児短時間勤務職員等である場合にあっては、公務の運営に著しい支障が生ずると認められる場合として人事委員会規則で定める場合に限り、正規の勤務時間以外の時間において同項に掲げる勤務以外の勤務をすることを命ずることができる。 3 前項に規定するもののほか、同項に規定する勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）

第9条の2 任命権者は、小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「小学校就学の始期に達するまでの子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

（育児又は介護を行う職員の正規の勤務時間以外の時間における勤務等の制限）

第9条の2 任命権者は、3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、前条に規定する勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。）をさせてはならない。

2・3 略

4 前3項の規定は、第16条第1項に規定する要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第1項中「3歳に満たない子（地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項において子に含まれるものとされる者を含む。以下この条において同じ。）を養育する職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、第2項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員（職員の配偶者で当該子の親であるものが、深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。以下同じ。）において常態として当該子を養育することができる者として人事委員会規則で定める者に該当する場合における当該職員を除く。）が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育する」とあるのは「第16条第1項に規定する要介護者のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護する」と、第1項中「当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の正常な運営を妨げる」と、第2項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と読み替えるものとする。

5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。